

穀類(大豆・玄そば・麦)の 放射性物質のモニタリング検査の流れ

＜検査の対象＞

出荷・販売を目的とした大豆・玄そば・麦



生産者

穀類(大豆・玄そば・麦)の
収穫、乾燥・調製

県

モニタリング検査の実施
市町村※単位に実施する

基準値を下回り、出荷可能となった避難指示等区域※の穀類は出荷
ただし令和5年産以降避難指示等区域を除く一般地域は出荷自粛を要請しない

結果の
公表



JA等集荷業者
卸売市場
直売所

穀類の生産地を確認し、
出荷可能な市町村※であることを
チェックして、受け入れる

※一部の市町村では旧市町村単位での検査を行います。

地域ごとの出荷可否の状況は↓から検索できます 🔍

福島県水田畑作課ホームページ内
「令和6年産米・穀類の市町村別モニタリング検査の進捗状況」
URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r6.html>





販売前に 必ず確認をお願いします！



該当市町村：川俣町（玄そばを除く）、南相馬市、飯舘村、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

大豆・玄そば・麦については、
生産された地域（市町村又は旧市町村等の単位）ごとに、県の放射性物質のモニタリング検査の結果から、基準値以下であると確認された地域の生産物のみを出荷・販売する
ようお願いしています。

消費者へ販売する前に、
出荷が可能な地域で生産された大豆・玄そば・麦であるか、それが加工食品の原料となっているか、必ず確認をお願いします。

地域ごとの検査状況は↓から



福島県水田畑作課ホームページ内
「令和6年産米・穀類の市町村別モニタリング検査の進捗状況」
URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r6.html>



その他ご不明な点は、農業振興普及部または農業普及所にお問い合わせください。

■問い合わせ先

〇〇農林事務所 農業振興普及部（農業普及所）

TEL.〇〇～

避難指示等区域の大豆は、出荷・販売前に モニタリング検査が必要です

令和6年3月

大豆 ※ 黒豆や青豆等の有色大豆も大豆です



黄 豆



青 豆



黒 豆

< 主要な豆類のモニタリング検査早見表 >

品目	モニタリング 分類	出荷・販売前の検査の要否	備考
ダイズ	エダマメ	過年度に検査実績があり 安全性が確認された市町村は不要	※
	大豆(黄・黒・青)	年産ごとに実施	
アズキ	小豆	令和5年産までに検査実績があり 安全性が確認された地域は不要	
インゲンマメ	サヤインゲン	モニタリングの検査対象品目につき実施	
	インゲンマメ	過年度に検査実績があり 安全性が確認された市町村は不要	※
ベニバナインゲン	野菜	過年度に検査実績があり 安全性が確認された市町村は不要	※
ササゲ	ササゲマメ	過年度に検査実績があり 安全性が確認された市町村は不要	※

※事故後初めて産出される場合、避難指示等区域のうち営農が可能な区域(避難指示解除後の区域を含む)では収穫可否確認検査、その他市町村ではモニタリング検査を実施


必ず生産された地域が、出荷・販売可能か確認してください。

大豆の出荷の可否は「福島県水田畑作課ホームページ」に掲載しています。


URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r6.html>

上記に記載のない豆類のモニタリング検査の要否等、不明な点がありましたら、
最寄りの県農林事務所農業振興普及部・農業普及所にお問い合わせください。

[避難指示等区域で生産する皆様へ]



大豆（青豆・黒豆含む）・**玄そば**・**麦**を出荷・販売する際の
お願い



該当市町村:川俣町(玄そばを除く)、南相馬市、飯舘村、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

自主検査では、

出荷・販売できません。

**県が行う放射性物質の
モニタリング検査が終了し、
出荷・販売が可能な地域が
確認してください。**

出荷・販売が可能かどうかわからない場合は、
最寄りの県農林事務所農業振興普及部、
または農業普及所にお問い合わせください。

[避難指示等区域で初めて生産する皆様へ]

大豆・玄そば・麦等を 生産する際のお願い



**生育初期に土壌中の交換性カリ
含量を高めることが重要です。
また、**使用する農機具等を確認**
し、土ほこりが子実の表面に付
着する交差汚染の発生を防ぐこ
とが大切です。**

カリ肥料の施肥や交差汚染防止への
対応について不明な場合は、最寄りの
県農林事務所農業振興普及部、
または農業普及所にお問い合わせください。